

(2) 超過勤務手当について

(3) 出張旅費について

(4) 前渡金の経理状況について

(5) 研究等の業務委託について

(6) 学校教育施設・設備の管理状況について

(7) 学校教育用物品の管理状況について

(8) 要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給状況について

(9) 学校における光熱水費及び電話料について

(10) 郵便切手等の受払い状況について

(11) 学校関係の工事について

Ⅱ 監査の結果

財務に関する事務処理は、関係職員の努力により総体的にみて概ね良好なものと認められるが、なおその一部に是正改善について検討を必要とする事項が見受られたので本報告を参考とし今後の事務処理にあたつては十分留意されたい。

以下若干の意見を付し、その概要について記述する。

1 監査対象課の事務分掌は次のとおりである。

(1) 庶務課

① 施設係

(ア) 学校施設の新築・増築及び改築に関すること。

(イ) 学校施設の維持管理に関すること。

(ウ) 施設台帳に関すること。

(エ) 学校施設の調査及び統計に関すること。

(オ) 学校施設の損害保険に関すること。

(カ) その他学校施設に関すること。

(2) 学務課

① 学務係

(ア) 学校の設置及び廃止の手続きに関すること。

(イ) 学令児童及び生徒の入学・転学に関すること。

(ウ) 学校の組織及び編成に関すること。

(エ) 通学区域に関すること。

(オ) 児童及び生徒の保健衛生に関すること。

(カ) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤医師に関すること。

(キ) 日本学校安全会に関すること。

(ク) 児童及び生徒の傷害保険に関すること。

(ケ) 児童及び生徒の扶助に関すること。

(コ) 学務に係る調査及び統計に関すること。

(ク) 課内庶務に関すること。

(シ) その他学務に関すること。

② 教職員係

- (2) (ア) 都費負担教職員の任免・内申その他人事に関する
こと。
- (イ) 都費負担教職員の給与に関すること。
- (ウ) 都費負担教職員の服務監督及び福利厚生並びに保健衛生に関すること。
- (エ) 教職員に係る諸調査及び統計に関すること。
- (オ) 市費負担職員との連絡調整に関すること。
- (カ) その他教職員に関すること。
- ③ 指導係
- (ア) 教育計画及び教育課程に関すること。
- (イ) 学習指導及び生活指導に関すること。
- (ウ) 教職員の研修に関すること。
- (エ) 学校行事及び校外学習に関すること。
- (オ) 教科用図書の採択に関すること。
- (カ) 教育相談及び心身障害教育に関すること。
- (キ) 指導に係る調査及び統計に関すること。
- (ク) 教材教具・副読本及び準教科書の届出承認に関する
こと。
- (ケ) その他教育指導に関すること。

2 監査対象の「課」及び「学校」の職員配置状況は次のとおりである。

(1) 教育委員会事務局 (単位：人)

区分	課 長	係 長	主 技 事 師	主事補	計
庶 務 課	1	2	4	1	8
庶 務 係	—	1	1	1	3
施 設 係	—	1	3		4
学 務 課	1	3	6	1	11
学 務 係	—	1	2	1	4
教職員係	—	1	2		3
指 導 係	—	1	2		3
計	2	5	10	2	19

(2) 小学校・中学校

別表一 I 「教職員等配置状況に関する調」のとおりである。

3 予算の執行状況について

予算の執行状況は別表一 2 「予算執行状況に関する調」のとおりである。

歳入についてみると小中学校費（国庫）補助金の収入率が

58.1%と低率になつているのは第2中学校講堂防音改築事業の大半が翌年度へ繰越され、これに関連する補助金の交付も翌年度に繰越されたためである。一方歳出についてみると、予備費からの充用額5,440千円が目立つが、このうち小中学校関係では第1小学校講堂防音改築工事設計委託料不足分の2,708千円と台風20号による災害復旧に要した費用の1,171千円である。又中学校費の執行率が49.6%と低率であるのは前段で述べている繰越事業の関係からである。

以上の特殊事情を考慮してみた監査時点での執行率は歳入、歳出とも略、前年度と大差はなく予算の執行状況は概ね良好なものと認められる。

4 超過勤務手当について

学務課及び学校職員（市費負担職員）の1人1月平均超過勤務時間は約1時間であり全職員の1人1月平均約1.1時間に比較すると、はるかに少ない時間である。

超過勤務手当支給に関する事務については特に指摘する事項はない。

5 出張旅費について（別表-3参照）

(1) 市町村立学校の教職員に対する旅費は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）によつて都道

府県の負担とされており地方財政法（昭和23年法律第109号）第28条の2の規定からみても小中学校教職員の旅費を市町村予算に計上して支出することはできない。したがつて市町村がその経費を負担するとすれば市町村が当該教職員の要した経費に対して助成することとして「負担金、補助及び交付金」に予算計上せざるを得ない。と言う行政実例からみると今回第2中学校教員に支給したスポーツ大会参加生徒引率旅費（162,040円）は適切な事務処理とは認め難い。今後はできる限り都費で支弁するよう努力されるとともに市費で支弁する場合は予算科目について検討されたい。

(2) 各種のスポーツ大会等に派遣する生徒の旅費は会場が市内、市外に拘らず交通機関を利用した場合は、その交通実費を支給しているが支給基準等が未制定のため中学校間で互いに申合せ事項を決めて自主的に規制している。

支給方法は学校長からの一括請求・受領になつているが受給権者からの委任状も受領印も徴していないことは会計事務処理上問題があるのでこれ等の事務手続の適正化並びに簡素化と併せて支給についての基準（要綱）及び、予算科目について検討されたい。

(3) 中学校生徒の修学旅行引率教員の出張旅費のうち都からの配当予算で不足する教員の分を市費から支弁しているが、その支弁手段として市と学校との間で委託事業契約を締結しているが当該旅行は学校教育課程の一部であり当然公務として実施されるものであるから私法上の契約は適当でない。又契約金額の積算内容及び基準が不明確であり各校独自の判断と方法で行われており契約締結及び委託事業実行確認書に記載されている費用概算内訳の審査が十分に行われていない。

教育委員会事務局に於いては、この様なことがないように市費支弁についての基準等を整備するとともに事前、事後の事務処理について十分な指導と内容審査の徹底を図られたい。(別表-4参照)

6 前渡金の経理状況について

このことについては概ね適正に処理されているものと認められるが前渡金受領日から精算日まで30日以上要したものが4件あるが福生市会計事務規則(昭和40年規則第10号)第70条の規定によるとその用件終了後ただちに精算の手続をとらなければならないことになっているので、迅速な事務処理をされたい。

7 研究等の業務委託について

(1) 業務の委託とは自からが当然実施すべきものを他の機関(他人)に代行させるものであり受託先から受ける給付に対する対価として支払うのが委託料である。このようなことから考察すると別表-5に示されている研究等の委託契約は一般的にはなじめないものである。

(2) 教員の研修は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)により、自主研修と任命検者(都教育委員会)が行う研修の二つが原則として規定されており市町村教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号(以下「地教法」という。))によると教員の研修を行うことができると規定されているが今回の当該研究は形式的には研究委託契約となつているが実質的には教員の自主研究に対する助成金である。又生徒の進路指導を行わせるため事業委託契約を締結しているが当該事務は教育課程の一部のなかに編成されている校務である。にも拘らず敢て当該契約を締結しなければならないと言うことは理解し難いものである。

いずれにせよ以上2件は市から当該事務に対する財政的援助費であると判断せざるを得ないものである。

よつて、その経理事務が適正に行われているかどうかについて監査を実施した。

その結果は次のとおりである。

各学校の受託責任者には、その一部（学校事務研究委託）を除いては出納簿及び支払い証書類が完備されておらず十分な監査はできなかつた。主として校長から業務内容について説明がなされたが教育委員会へ提出されている契約委託実行確認書記載の費用内訳の数値と合致しない点が多く見受けられた。このようなことは委託契約書あるいは契約委託実行確認書の経費内訳の審査及び会計事務処理の指導監督が不十分であつたためと思われる。今後すみやかに検討のうえ是正改善されたい。

(3) 市町村教育委員会に置く指導主事は地教法の規定にもとずき都道府県教育委員会の同意を得て当該市町村教育委員会が任命（以下「充て指導主事」という。）して教育委員会所属職員となり上司の命を受け学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事すると規定されている。今回の研究委託契約も前記(1)及び(2)の項で述べていることと同様なことが指摘されると同時に研究事項も当該職員の通常の職務の範囲と

解されるのである。主管課の説明によると都下各市ともその方法は多少異なるが充て指導主事と学校管理職との待遇上の格差是正の一つの方策として従来からとられてきた措置であり本市もその例に準じて実施してきたとのことである。いずれにせよ研究委託契約は実態にそわないものである。従つて今後このような委託契約については慎重に検討のうえ、事務処理の適正化を図られたい。

8 学校教育施設・設備の管理状況について

このことについては概ね良好と認められ特に問題となるような指摘事項は見受られなかつたが次の事項について留意されたい。

- (1) 施設・設備の保守、点検の業務は関係業者に委託されており、その実施状況は概ね良好と認められる受託機関からの主な指摘事項は自家用電気工作物の絶縁不良が比較的多く見受られ誘導灯及び誘導標識の不点灯（1小・3小・5小）が若干指摘されている消防用設備については屋内消火栓・消火用ポンプ等について修繕を要するものなどがある。
- (2) 屋内消火栓の放水訓練等は各学校ともあまり実施していない。万一の事態に備えて現有の防火設備を十分に活用できるように不断の訓練が必要である。

9 学校教育用物品の管理状況について

(1) 備品台帳(カード式)は各学校とも統一的なものが整備されており、教材教具備品については概ね教科担任の教員が責任者となつている。台帳と現物との照合は多いところで年に3回、少ないところで年に1回は照合確認を行つて

(2) 理科用化学薬品の保管状況は各学校と理科準備室のステール製戸棚又は床下収納庫に収納してあり外部からの侵入盗難については配慮しているが地震等による転倒、落下防止について今一步の工夫を期待する。

以上からみて物品の管理状況は概ね良好と認められる。

10 要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給状況について
準要保護者の認定は当該援助を受けようとする者の所得額が生活保護法(昭和25年法律第144号)にもとづく生活扶助認定基準となる所得額の1.5倍以下である者を対象としているとの説明があつた。支給状況は別表-6のとおりであり被援助者対象率は4.47%(全児童生徒対比)である。これ等の者に対する援助費の支給事務は当該学校長が被援助者から委任を受け一括して請求・受領の手続を行い当年度分としては前期分が7月17日・後期分が1月17日に夫々一括

受領している。学校長は前記期日に該当者を登校させ同日中に殆んど交付を完了しているとの説明があり交付台帳も整備されており本事務は概ね適正に処理されていると認められるが次の点について注意されたい。

(1) 被援助者の認定基準・援助費の種類及びその額等について機関決定の手続等について若干適正を欠く点が見受られた。

(2) 援助費支給台帳は整備され被援助者の受領印は確実に徴されているが金銭授受の重要事項の一つである支給日が明記してないことは事務処理として適正を欠くものである。

11 学校における光熱水費及び電話料について

(別表-7 参照)

(1) 水道料金について

① 第2小学校の使用料が多い原因は給水管からの地下漏水によるものである。水道事務所の検針台帳によると昭和52年6月分から異状に使用水量が多くなつている。

この間、幾回か原因調査をしたが発見できなかつたが本年2月主管課で調査発見し即時修理を完了したとの説明があつたが、漏水は経済的損失が大きく又水資源の節約等からみても不断の注意が特に必要である。

中日 今後は施設・設備の維持管理については十分留意し万遺漏を漏ないようされたい。

る(2) プール用給水栓とその他学校管理用給水栓が共用になっているか否かによつて使用料に年間凡そ67万円程度の差が生ずることが試算されるので共用施設(3小・6小・7小・3中)のものについては改善について検討されたい。

増(本事例は年間使用水量を10,000 m^3 ・専用栓の場合には管理用給水栓 ϕ 50ミリ・プール用給水栓 ϕ 75ミリ・共用水栓の場合は ϕ 100ミリとして試算したものである。)

(2) 電気料金について

① 第4小学校が他校に比較して著しく多いのは除湿(冷房)施設があるため契約電力量が大きく基本料金が他校の2倍強になつている当年度は主管課からの省エネに関する指導が徹底したため運転日数は期間中僅か13日間となつている。

増(2) 防音校舎のために必要となつた施設(主として空調関係)に要する電気料金については国がその2分の1を補助することになつており当年度は6,954千円が本年5

る月 月に交付されている。

(3) ガス料金について

る(第5小学校が他校に比較して多いのは暖房にガストーブ(3台)を使用しているためと思われるが他校との均衡上検討されたい。

(4) 電話料金について

る(電話料金の支払い額は各学校間で多少の相違はあるが特に指摘する事項は見受られない。一方私用電話料金の納入状況をみると別表-7に示されているとおり学校間でかなりの相違がある。特に第1小学校・第3小学校が当年度中未納となつていることは事務処理上極めて適正を欠くものであり今後十分注意されたい。私用電話料の徴収は大体各学校とも電話機の側に料金箱を置き使用者が自主的に相等料金をその箱に入れる仕組になつており現金不所持者は使用簿に記入させ後日徴収し数ヶ月とりまとめ収入役に納入しているのが現状である。各学校とも私用電話料の徴収及び納入については厳格、適正に処理されることを期待するものである。

12 郵便切手等の受払い状況について
一部の学校(6小・7小)を除き郵便切手等の受払簿は整

備されておらず、その使用内訳が使用簿に記載されているのみである。郵便切手等は現金の取扱に準じて処理すべきものであり何時如何なるときでもその内容が明確になつていなければならないものであるので直ちに事務処理の適正化を図りたい。

1 3 学校関係の工事について

学校関係の工事請負契約の件数は主たるもので小学校39件・中学校19件でこのうち年度末近くになつて契約したものが前者で16件(41%)・後者で7件(37%)ある。そのため年度内に完成に至らず新年度に入ってから完成したものが若干見受けられたが学校教育上、大きな障害となつたものは無かつた模様である。予算その他諸般の事情はあるであろうが工事が年度末に集中しないよう計画的施工に努力されたい。

Ⅲ むすび

以上、監査事項について夫々問題点を記述したところであるが、学校が行う事務で指摘した事項は今迄の間に主管課に於いて統一的に事務処理の方法を指導し、内部検査等も当然実施しておかなければならなかつた問題である。今後は前例踏襲の考えを排除し各種法令等の研さんに努め速やかに是正改善されることを要望するものである。

別表 1

教職員等配置状況に関する調

1 職員の状況

(1) 小学校

単位：人

教科 学校	校 長	教 頭	全 科	音 楽	図 工	家 庭	体 育	養 護	特 殊 学 級	事 務 職 員	休 職	計	職 市 費 負 担 員
一小	1	1	21	1	1			1	2	1		29	3
二小	1	1	23	1	1	1		1	2	1		32	3
三小	1	1	23	1	1	1		1		1	1	31	2
四小	1	1	16	1	1			1		1		22	3
五小	1	1	14	1	1	1		1		1		21	2
六小	1	1	20	1	1		1	1		1		27	2
七小	1	1	16	1	1			1		1		22	2
計	7	7	133	7	7	3	1	7	4	7	1	184	17

(2) 中学校

単位：人

教科 学校	校 長	教 頭	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 男	体 女	技 術	家 庭	英 語	養 護	特 殊 学 級	事 務 職 員	計	指 導 主 事	職 市 費 負 担 員
一中	1	1	4	4	3	4	2	2	2	1	2	1	4	1	2	1	35	1	2
二中	1	1	4	3	4	4	2	2	2	1	2	1	4	1		1	33		2
三中	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1		1	18		2
計	3	3	10	9	8	9	5	5	5	3	5	3	10	3	2	3	86	1	6

別表 - 2

予算執行状況に関する調 (教委：庶務課・学務課所管分)

歳 入

単位：円

款 項 目	予 算 現 額			調 定 額	収 入 済 額	収 入 率		摘 要
	予 算 額	繰 越 事 業 繰 越 財 源 充 当 額	計			予 算 対 比 %	調 定 対 比 %	
9 国庫支出金	2,366,896,000	2,225,090,000	2,589,405,000	1,413,958,781	1,413,958,781	54.6	100.0	
1 国庫負担金	526,596,000		526,596,000	523,633,256	523,633,256	99.4	100.0	
3 教育費国庫負担金	5,556,000		5,556,000	5,403,201	5,403,201	97.2	100.0	
2 国庫補助金	1,823,426,000	2,225,090,000	2,045,935,000	877,890,515	877,890,515	42.9	100.0	
4 教育費国庫補助金	518,873,000		518,873,000	400,025,246	400,025,246	77.0	100.0	小中学校費補助金 117,643,436
5 特定防衛施設周辺 整備調整交付金	243,772,000	1,070,050,000	350,777,000	182,005,000	182,005,000	51.8	100.0	
10 都支出金	553,580,000		553,580,000	436,393,291	436,393,291	78.8	100.0	
2 都補助金	377,111,000		377,111,000	275,606,859	275,606,859	73.1	100.0	
6 教育費都補助金	673,000		673,000	475,000	475,000	70.5	100.0	
3 委託金	77,385,000		77,385,000	62,374,265	62,374,265	80.6	100.0	
1 総務費委託金	57,503,000		57,503,000	33,896,679	33,896,679	58.9	100.0	統計調査費委託金 2,732,000
6 教育費委託金	868,000		868,000	890,000	890,000	102.5	100.0	教育総務費委託金
16 市 債	690,200,000	7,400,000	697,600,000	120,800,000	120,800,000	17.3	100.0	
1 市 債	690,200,000	7,400,000	697,600,000	120,800,000	120,800,000	17.3	100.0	
3 教育債	401,200,000		401,200,000	36,000,000	36,000,000	9.0	100.0	

歳 出

単位：円

款 項 目	予 算 現 額				支 出 済 額	予算残額	執行率 %	翌年度繰越額	摘 要
	予 算 額	繰越事業費 繰 越 額	予備費支出及 ひ流用財源	計					
10 教 育 費	2,561,652,000	1,221,146,000	5,440,000	2,689,238,000	2,065,792,012	623,445,988	76.8	1,474,760,000	
1 教育総務費	1,374,220,000		1,042,000	1,384,640,000	1,315,215,43	6,942,457	95.0		
1 教育委員会費	1,215,890,000		1,042,000	1,226,310,000	1,216,850,002	945,998	99.2		
2 教育指導費	1,583,300,000			1,583,300,000	9,836,541	5,996,459	62.1		
2 小 学 校 費	470,539,000		1,218,000	471,757,000	384,657,733	87,099,267	81.5		
1 学校管理費	239,417,000		△1,490,000	237,927,000	214,537,549	23,389,451	90.2		
2 教育振興費	45,241,000			45,241,000	39,334,542	5,906,458	86.9		
3 特殊学級費	1,462,000			1,462,000	1,272,258	189,742	87.0		
4 学校整備費	184,419,000		2,708,000	187,127,000	129,513,384	57,613,616	69.2		
3 中 学 校 費	378,129,000		619,000	378,748,000	187,680,932	191,067,068	49.6	1,474,760,000	
1 学校管理費	103,668,000		619,000	104,287,000	87,303,550	16,983,450	83.7		
2 教育振興費	28,055,000			28,055,000	22,777,527	5,277,473	81.2		
3 特殊学級費	1,178,000			1,178,000	752,415	425,585	63.9		
4 学校整備費	245,228,000			245,228,000	76,847,440	168,380,560	31.3	1,474,760,000	